

可見市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R2.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)30年度 の人件費率
元年度	102,327人	33,543,088 千円	1,630,650 千円	3,944,367 千円	11.8%	13.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

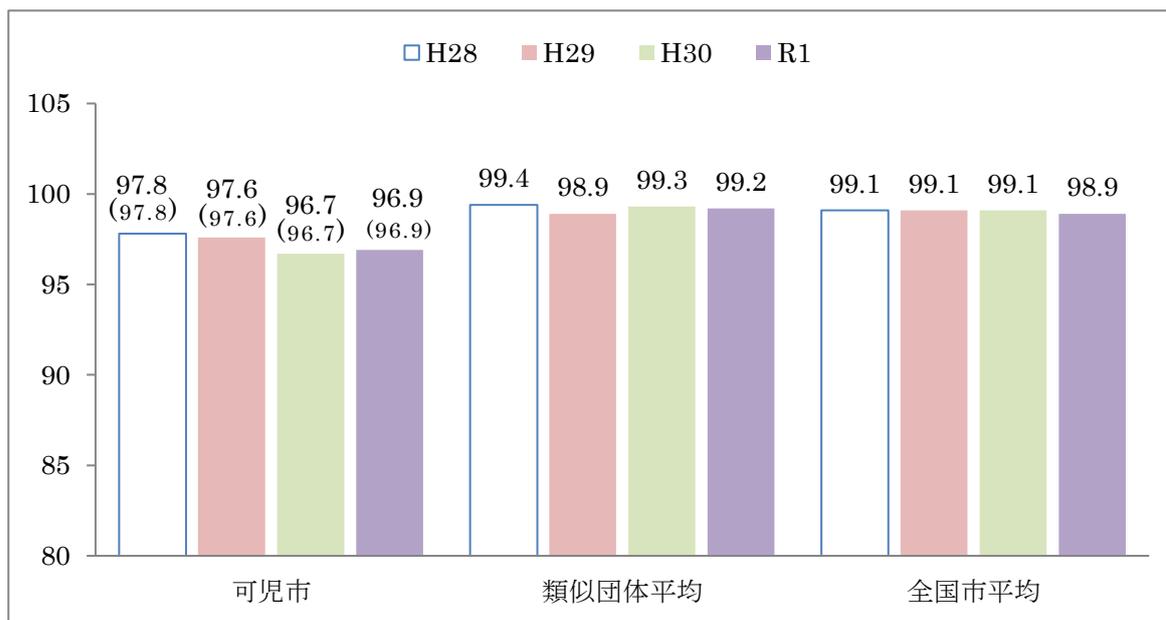
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	489人	1,639,370 千円	360,693 千円	716,213 千円	2,716,276 千円	5,555 千円	6,075 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 31 年 4 月 1 日現在の人数である。

3 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のことで、可見市はⅢ-2 に分類される。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数である。

2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の補正率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成 31 年 4 月 1 日

(内容) 初任給は、民間との間に差があること等を踏まえ、大卒に係る初任給を 1,500 円、高卒に係る初任給を 2,000 円引上げ。これを踏まえ、30 歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定 (平均改定率 0.1%)

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準 3% に対し、可児市においても 3% を支給。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 1%、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 2% を支給。平成 28 年 4 月 1 日から 3% を支給。

(参考)

	平成 26 年度	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	の支給割合	4 月 1 日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%
可児市の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

(注) 岐阜県及び国の数値については、総務省の通知があり次第更新する。以降の各項目について同様である。なお、民間数値についても同様である。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	44.3 歳	312,700 円	374,640 円	346,040 円
岐阜県 (H31.4.1)	42.4 歳	326,600 円	411,196 円	361,645 円
国 (H31.4.1)	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体 (H31.4.1)	42.2 歳	318,013 円	403,901 円	356,868 円

② 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	37.3 歳	271,100 円	358,509 円	292,243 円
国 (H31.4.1)	42.9 歳	359,720 円	—	436,869 円
類似団体 (H31.4.1)	36.3 歳	277,848 円	376,576 円	306,870 円

③ 医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	37.0歳	272,600円	293,487円	287,470円
国(H31.4.1)	47.1歳	315,908円	—円	352,289円
類似団体(H31.4.1)	40.3歳	300,436円	374,665円	321,757円

④ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	33.5歳	245,200円	270,545円	256,783円
国(H31.4.1)	43.1歳	332,689円	—円	385,624円
類似団体(H31.4.1)	37.0歳	277,465円	323,864円	299,016円

⑤ 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
可児市	52.7歳	8人	252,500円	275,638円	267,538円	—	—	—	—
うち清掃職員、学校給食員、用務員	55.0歳	3人	266,100円	296,300円	286,633円	用務員	55.6歳	211,600円	1.40
うちその他職員	51.3歳	5人	244,300円	263,240円	256,100円	—	—	—	—
岐阜県 (H31.4.1)	46.6歳	128人	279,700円	323,446円	296,675円	—	—	—	—
国(H31.4.1)	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体 (H31.4.1)	52.0歳	47人	316,662円	358,924円	334,009円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
可児市	—	—	—
うち清掃職員、学校給食員、用務員	4,819,025円	2,883,400円	1.67
うちその他職員	4,264,880円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成28年度～30年度の3年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

⑥ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
可児市	42.8歳	348,800円	417,436円	387,150円
岐阜県(H31.4.1)	42.4歳	365,500円	407,125円	—
類似団体(H31.4.1)	39.0歳	299,086円	352,414円	—

1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		可児市	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	192,300円	182,200円
	高校卒	150,600円	157,700円	150,600円
医療職	大学卒	171,000円～	176,900円～	166,400円～
	短大卒	191,000円	219,300円	212,600円
福祉職	大学卒	188,000円	—	188,000円
	短大卒	172,600円	—	172,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

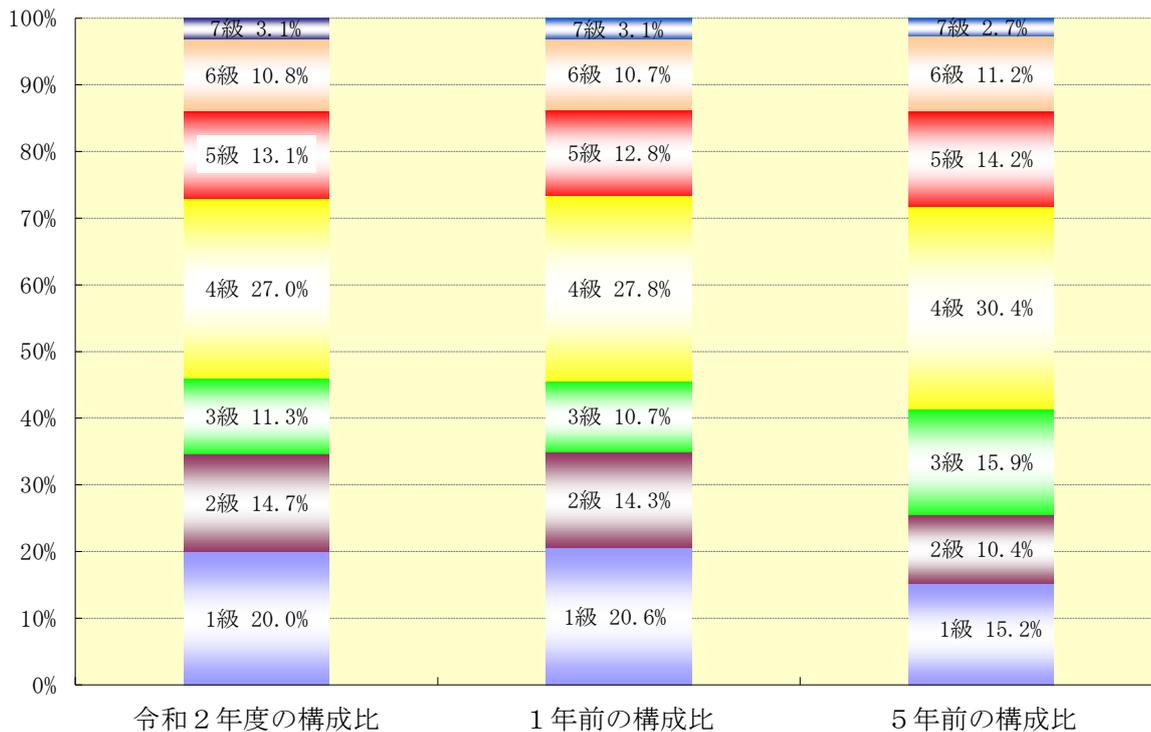
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	240,786円	363,500円	379,800円	389,150円
	高校卒	—	—	363,500円	—

技能労職及び教育職は該当者無し若しくは少数であるため、掲載を省略する。

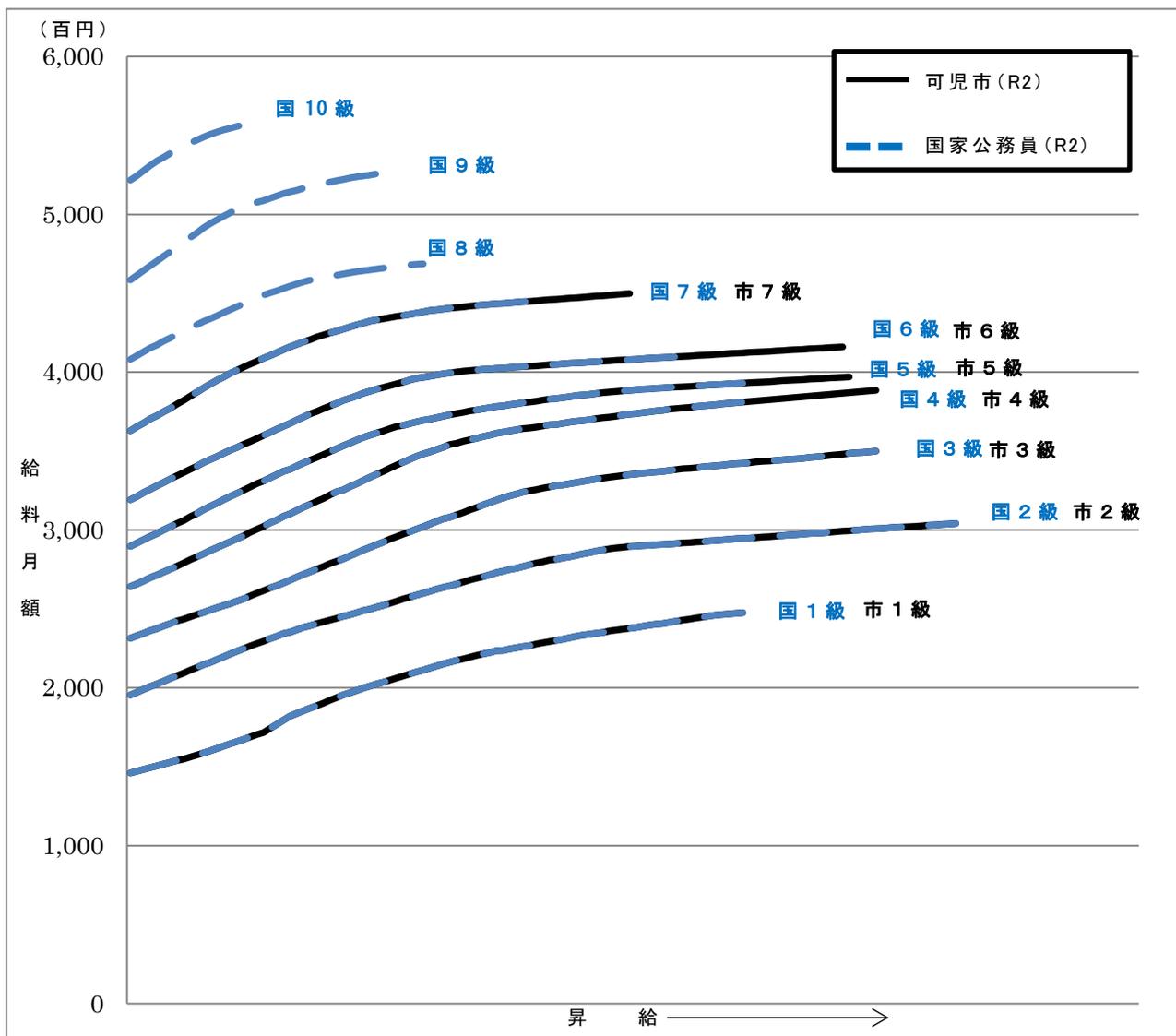
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	12	3.1%	362,900円	449,800円
6級	課長	42	10.8%	319,200円	416,000円
5級	課長補佐	51	13.1%	289,700円	397,000円
4級	係長・主任主査	105	27.0%	264,200円	388,500円
3級	主査	44	11.3%	231,500円	350,000円
2級	主任	57	14.7%	195,500円	304,200円
1級	主事	78	20.0%	146,100円	247,600円



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

全職員において人事評価の結果を反映しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和2年4月1日現在）

可児市	岐阜県	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,530千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,715千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.60月分 1.9月分 特定管理職員 2.20月分 2.3月分 再任用職員 1.45月分 0.9月分	(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.60月分 1.9月分 管理・監督職員 2.20月分 2.3月分 再任用職員 1.45月分 0.9月分	(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.60月分 1.9月分 管理・監督職員 2.20月分 2.3月分 再任用職員 1.45月分 0.9月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

勤勉手当は、主任職以上には人事評価の結果に基づく成績率を適用しています。

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

可児市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670月分	24.587月分	勤続20年	19.670月分	24.587月分
勤続25年	28.040月分	33.271月分	勤続25年	28.040月分	33.271月分
勤続35年	39.758月分	47.709月分	勤続35年	39.758月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合	3,086千円		自己都合	3,086千円	
定年	20,223千円		定年	20,223千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		59,313千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		112,124円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
可児市、多治見市	3%	523人	3%
岐阜市	6%	2人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		321千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		53,567円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）		1.1%	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
不快手当	環境課職員 福祉支援課職員	犬・猫等の死体を処理する業務	1件 500円
福祉手当		行旅病人を収容する業務	1件 1,000円
		行旅死亡人の収容、処理に関する業務	1件 2,000円
		消毒等の業務	1日 500円
危険手当		野犬等を捕獲する業務	1件 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	163,340千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	362千円
支給実績（30年度決算）	149,233千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	336千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度との異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者 6,500円	同	—	48,328千円	246,571円
住居手当	(1)月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2)月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1	同	—	19,434千円	294,458円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、40,000円を超えることはできない	同	—	27,165千円	64,679円
管理職手当	職務の級7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	—	55,578千円	712,538円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給	同	—	1,553千円	1回4,400円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合	同	—	436千円	5,585円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 副市長	920,000円 780,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
			市長 最高1,073,000円 最低462,500円 副市長 最高881,000円 最低553,000円	
報酬	議 副議長 副議長 議員	480,000円	議長 最高660,000円 最低452,000円	
		425,000円	副議長 最高620,000円 最低390,000円	
		400,000円	議員 最高590,000円 最低370,000円	
期末手当	市 副市長	(令和元年度支給割合) 4.5月分		
	議 副議長 副議長 議員			
退職手当	市 副市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		920,000円×在職年数×500/100 780,000円×在職年数×300/100	18,400,000円 9,360,000円	任期毎に支給 任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

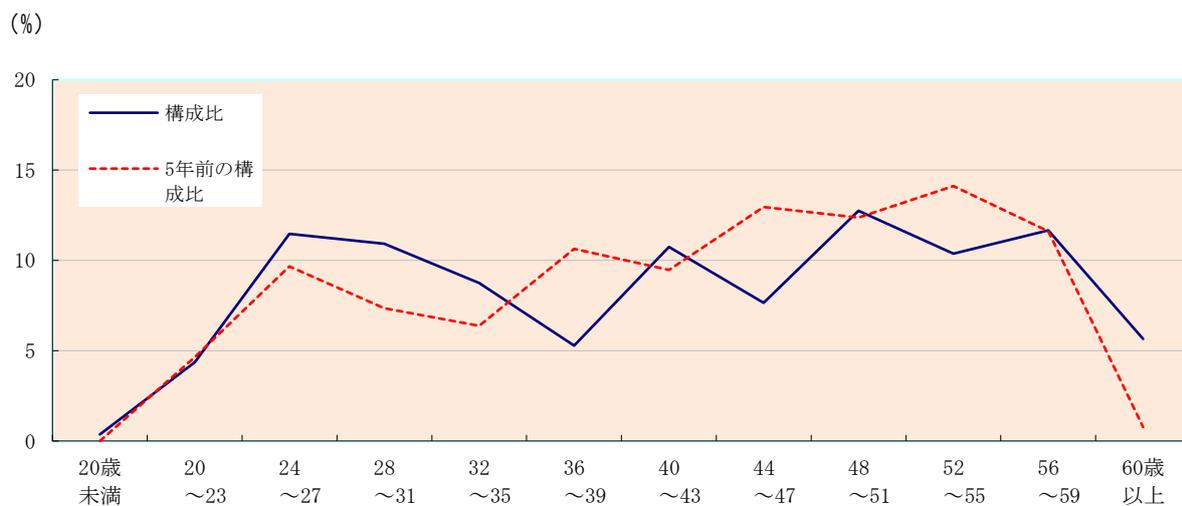
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成31年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	勤 務 状 況 改 善 に 伴 う 職 員 の 増 員 業 務 増 に よ る 職 員 の 増 員 職 員 異 動 等 に よ る 欠 員 の 不 補 充
		総 務・企 画	158	158	0	
		税 務	34	36	2	
		民 生	105	106	1	
		衛 生	39	37	▲2	
		農 林 水 産	12	12	0	
		農 工	18	18	0	
		土 木	53	52	▲1	
		計	425	425	0	
		教 育 部 門	64	61	▲3	
小 計	489	486	▲3	<参考> 人口1万当たり職員数 41.53人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 48.37人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他 小 計	13	13	0	職 員 異 動 等 に よ る 欠 員 の 不 補 充	
		11	11	0		
		40	39	▲1		
		64	63	▲1		
合 計		553 [596]	549 [596]	▲4	<参考> 人口1万当たり職員数 53.65人	

(注) ※職員数は一般職に属する職員数である。
※[]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	24人	63人	60人	48人	29人	59人	42人	70人	57人	64人	31人	549人

(3) 職員数の推移

部門別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間の増減数
一般行政	375	389	400	413	425	425	50
教育	83	84	79	70	64	61	▲22
普通会計計	458	473	479	483	489	486	28
公営企業等会計計	59	61	63	67	64	63	4
総合計	517	534	542	550	553	549	32

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
元年度	2,148,937千円	404,585千円	45,643千円	2.10%	2.20%

(注) 1 職員給与費は、収益的支出職員 7人分の額で算出している。資本的支出職員 6人分の職員給与費は 48,959千円である。

2 金額は税抜き表示である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	30年度団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	13人	47,170千円	10,883千円	20,027千円	78,080千円	6,006千円	6,181千円

(注) 1 職員手当には退職手当金、児童手当を含まない。

2 職員数は、令和 2 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 金額は、税込表示である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
可 児 市	48.0 歳	326,352 円	500,518 円
団 体 平 均 (H31.4.1)	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

ア 期末手当・勤勉手当

可 児 市		団体平均	
1人当たり平均支給額（元年度）		1人当たり平均支給額（30年度）	
1,541千円		1,525千円	
（元年度支給割合）			
	期末手当	勤勉手当	
一般職員	2.60月分	1.9月分	—
特定管理職員	2.20月分	2.3月分	
再任用職員	1.45月分	0.9月分	
（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—	
・ 役職加算 5～20%			

イ 退職手当

4-(2)に同じ

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		1,529 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		117,621 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
可児市	3%	13 人	3%

エ 特殊勤務手当

制度は、4-(4)に同じ。元年度の支給実績なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	4,143 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	441 千円
支給実績（30年度決算）	4,171 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	379 千円

（注） 職員1人当たり平均支給年額は、令和2年3月31日現在の総職員数から管理職員を除いた人数で算出。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度との異同	支給実績（元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者 6,500円	同	2,212千円	245,806円
住居手当	(1)月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2)月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1	同	324千円	324,000円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、40,000円を超えることはできない。	同	819千円	68,250円
管理職手当	職務の級7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	1,586千円	528,600円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した管理職手当支給対象職員に支給	同	0円	0円

(2) 下水道事業

注) 以下の数字は、地方公営企業決算状況調査に合わせるため、人数には部長及び上下水道料金課長は含まないが、給料、手当等の金額には、水道事業との折半分が含まれています。

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
元年度	2,452,390 千円	539,155 千円	61,768 千円	2.52 %	2.58 %

(注) 1 職員給与費は、収益的支出職員 7人分の額で算出している。資本的支出職員 3人分の職員給与費は 19,197 千円である。なお、管理職及び上下水道料金課長分は上水道事業と半分ずつ負担している。

2 金額は税抜き表示である。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	30年度団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	10 人	41,620 千円	8,467 千円	17,842 千円	67,929 千円	6,793 千円	6,113 千円

(注) 1 職員手当には退職手当金、児童手当を含まない。

2 職員数は、令和 2 年 3 月 31 日現在の人数である。管理職及び上下水道料金課長分は水道事業に含むため下水道事業には含まない。

3 金額は、税込表示である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
可児市	40.8 歳	367,873 円	566,075 円
団体平均 (H31.4.1)	43.0 歳	337,379 円	508,852 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

ア 期末手当・勤勉手当

可児市		団体平均	
1人当たり平均支給額（元年度）		1人当たり平均支給額（30年度）	
1,784 千円		1,504 千円	
（元年度支給割合）			
	期末手当	勤勉手当	
一般職員	2.60 月分	1.9 月分	—
特定管理職員	2.20 月分	2.3 月分	
再任用職員	1.45 月分	0.9 月分	
（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—	
・ 役職加算 5～20%			

イ 退職手当

4-(2)に同じ

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		1,332千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		133,196円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
可児市	3%	10人	3%

エ 特殊勤務手当

制度は、4-(4)に同じ。元年度の支給実績なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	2,610千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	261千円
支給実績（30年度決算）	4,888千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	489千円

（注）職員1人当たり平均支給年額は、令和2年3月31日現在の総職員数から管理職員を除いた人数で算出。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度との異同	支給実績（元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者 6,500円	同	1,193千円	238,650円
住居手当	(1)月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2)月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1	同	1,121千円	280,350円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、40,000円を超えることはできない。	同	625千円	78,175円
管理職手当	職務の級7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	748千円	747,600円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した管理職手当支給対象職員に支給	同	0千円	0千円

（注）管理職手当及び管理職特別勤務手当は、下水道課長1人分で1人当たりを計算している。

8 職員の任免について

(1) 退職の状況

区分	定年	自己都合等	公務外死亡・傷病	応募認定	割愛(※1)	任期満了(※2)	合計
令和元年度	20	7	0	0	5	3	35

(※1) 割愛とは、公務員が身分を移すことをいう。

(※2) 任期付職員及び再任用職員の任期満了者（短時間勤務の者を除く。）

(2) 採用の状況(令和2年4月1日)

区分	一般事務職			土木技術職		建築技術職	保健師	福祉支援員	保育士	割愛
	上級	初級	初級身体障がい者	上級	初級					
令和元年度	7	1	0	1	1	0	1	2	2	5

任期付職員(※3)	再任用職員(※4)	合計
0	12	32

(※3) 一定期間、一定の専門性を有するものを採用した場合の当該職員を任期付職員という。（短時間勤務の者を除く。）

(※4) 再任用職員とは、退職したもののうち勤務成績等を勘案し、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、任用する職員のことをいう。

9 職員の人事評価について

平成12年度から全職員を対象に人事評価を実施

①目的

- ア. 組織全体のマネジメント体質の強化
- イ. 職員の能力開発
 - ・OJT(On The Job Training)による目標達成を通じての人材育成
 - ・管理監督者の指導育成力の向上
- ウ. 公正な人事の確保
 - ・意欲、チャレンジ精神の高揚
 - ・能力・適性にあった職員の適正配置

②評価結果の具体的活用例

- ア. 主任職以上の勤勉手当の成績率査定
- イ. 課長、係長、主任主査、主査への昇任・昇格試験等の得点
- ウ. 職員の昇格、降任・降格及び昇給の査定
- エ. 適材適所の人事異動や能力開発施策の基礎資料等

10 勤務時間その他の勤務条件について

区分	勤務時間等
1週間の勤務時間	38時間45分 午前8時30分～午後5時15分 ※出先機関等については、各施設の開館時間に準じ、交替勤務等を実施しています。
休憩時間	12時～13時
育児・介護のための早出・遅出	28年度から開始
フレックスタイム制度	なし

1.1 休業に関する状況について

(1) 年次有給休暇

休暇日数等の概要	令和元年実績
全職員に対し、1年につき20日間付与（最大20日を翌年に繰越し）	平均取得日数 12.0日

(2) 病気休暇

休暇日数等の概要	令和元年度実績
職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、必要最小限の期間	38件

(3) 特別休暇

休暇の概要	付与日数（限度日数）
選挙権その他公民としての権利を行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液を提供する場合の休暇	必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合の休暇	5日
結婚休暇	6日
産前休暇	分娩予定日前6週間目から
産後休暇	分娩日後8週間
生後1年に達しない生児の保育のために授乳等を行う場合の休暇	1日2回、30分以内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	1日につき1時間を超えない範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導等を受ける場合の休暇	必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合で、付添い等のための休暇	2日
妻の産前6週間・産後8週間の期間中に出産に係る子または上の子（小学校就学前）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	5日
小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇	5日
要介護者の介護を行うための休暇	5日（介護者の人数に応じて最長10日）
忌引の休暇	親族に応じ1日から7日
父母の追悼のための特別な行事のための休暇	1日
夏季休暇	6月から10月の期間に4日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合の当該住居の復旧作業等のための休暇	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合の休暇	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇

休暇日数等	令和元年度実績
負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月の期間内	0人

(5) 育児休業

休暇日数等	令和元年度実績
当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで	22人

(6) 部分休業

休暇日数等	令和元年度実績
当該職員が、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと	15人

(7) 育児短時間勤務

休暇日数等	令和元年度実績
当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで	3人

1.2 職員の分限及び懲戒処分について

(1) 分限処分 (令和元年度)

免職	休職	降任
0件	6件	0件

※分限処分とは、公務能率の維持を目的に、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由がある場合に行なう処分のことである。

(2) 懲戒処分 (令和元年度)

免職	停職	減給	戒告
0件	0件	0件	1件

※懲戒処分とは、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない行為があった場合に、その道義的責任を問い、職務遂行における秩序維持を図る制裁的処分のことである。

1.3 職員のサービスの状況について

(令和元年度)

営利企業等の従事許可件数
32件

※職員は、営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等ができないが、任命権者の許可を受けることで従事することができる。

1.4 職員の退職管理について

平成28年度から規則を制定しています。

15 職員の研修について

(令和元年度)

区 分	受講者数
管理職研修	32人
後輩の指導・育成力アップ研修	26人
入庁3年目職員体験研修(3日)	22人
新規採用職員(フォローアップ研修を含む)	17人
新任課長、係長研修	22人
先輩力アップ研修	25人
事業のスクラップ&ビルド研修	25人
入庁2年目施設体験研修及び報告会	30人
派遣研修(自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、青年の船洋上研修)	25人
岐阜県市町村職員研修センターが実施する各種研修	235人
自己啓発としての自主的な研修活動	8人1団体
オーナーシップ研修	27人
女性職員研修	32人
臨時職員研修	40人

16 職員の福祉及び利益の保護について

(1) 公務災害認定件数 (令和元年度)

公務災害	通勤災害
1件	0件

(2) 健康診断受診者数 (令和元年度)

区 分	受診者数
入院ドック	15
半日ドック	388
年代別検診	45
一般検診	104
その他	5

17 公益通報制度の運営状況について

公益通報制度の状況

(令和元年度)

通報・相談件数	主な内容
0件	—

※公益通報制度とは、市職員の職務に係る法令や倫理の違反について、内部職員(臨時職員等を含む)からの通報や相談を受け付ける制度のことである。

18 公平委員会からの報告事項

(1) 措置要求及び不服申立ての状況

(令和元年度)

区分		前年度未 処理件数	措置要求 及び申し 立て件数	処理件数	今年度未 処理件数
措置要求	給与	0	0	0	0
	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他の勤務条件	0	0	0	0
不服申立て	分限処分	0	0	0	0
	懲戒処分	0	1	1	0
	転任	0	0	0	0

※上記の状況は、地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づき、可茂広域公平委員会から市長に報告されます。